会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(特別休暇)	(特別休暇)
第11条 次の各号に掲げる場合には、会計年	第11条 [同左]
度任用職員に対し、当該各号に定める期間	
又は時間の特別休暇を与えるものとする。	
[(1)~(10) 略]	[(1)~(10) 同左]
<u>(10の2)</u> 会計年度任用職員(任用の期間	[新設]
が6月以上である職員又は本組合の職員	
として引き続き6月以上在職している職	
員のうち、1週間の勤務日が3日以上と	
されているもの又は週以外の期間によっ	
て勤務日が定められているもので1年間	
の勤務日が121日以上であるものに限	
る。第17号及び第18号において同じ。)	
が不妊治療に係る通院等(事務局長が定	
めるものに限る。)のため勤務しないこ	
とが相当であると認められる場合 5日	
(当該通院等が体外受精その他の事務局	
長が定める不妊治療に係るものである場	

合にあっては、10日) を超えない範囲内 で必要と認める期間

「(11)~(15) 略]

- (16) 会計年度任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。)を養育する会計年度任用職員がこれらの子の養育(分べんに立ち会うことを含む。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき分べんで係る子が1歳に達する日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (17) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員がその子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして事務局長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間

[(11)~(15) 同左]

- (16) 会計年度任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。)を養育する会計年度任用職員がこれらの子の養育(分べんに立ち会うことを含む。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき産前産後の期間における24週間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (17) 中学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者等の子を含む。以下この号にお いて同じ。) を養育する会計年度任用職 員(本組合の職員として引き続き6月以 上在職している職員のうち、1週間の勤 務日が3日以上とされている職員又は週 以外の期間によって勤務日が定められて いる職員で1年間の勤務日が121日以上 であるものに限る。次号において同 じ。)がその子の看護(負傷し、若しく は疾病にかかったその子の世話又は疾病 の予防を図るために必要なものとして事 務局長が定めるその子の世話を行うこと をいう。) のため勤務しないことが相当 であると認められる場合 5日(その養 育する中学校就学の始期に達するまでの 子が2人以上の場合にあっては、10日)

[18]~(20) 略]

2 第9条第6項及び第7項の規定は、前項 第10号の2、第14号及び第16号から第18号 までの規定による特別休暇に準用する。こ の場合において、同条第6項ただし書中 「1時間(会計年度任用職員のうち法第57 条に規定する単純な労務に雇用される者に あっては、半日(当該割り振られた1の勤 務時間のうち、3時間15分から4時間30分 までの間で別に定める時間数(会計年度任 用短時間勤務職員にあっては、当該割り振 られた1の勤務時間の時間数を勘案して1 時間を超える時間数で別に定めるもの)を いう。) 又は1時間)」とあるのは「1時 間」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第12条 事務局長は、会計年度任用職員(次 | 第12条 [同左] のいずれにも該当する職員に限る。以下こ の条において同じ。) が要介護者の介護を するため、第3項から第8項までに定める ところにより、会計年度任用職員の申出に 基づき、要介護者の各々が当該介護を必要 とする1の継続する状態ごとに、3回を超 えず、かつ、通算して93日を超えない範囲 内で指定する期間(以下「指定期間」とい う。) 内において勤務しないことが相当で あると認められる場合には、当該職員に対 し、介護休暇を与えることができる。

「削る〕

を超えない範囲内で必要と認める期間 「18~20 同左]

2 第9条第6項及び第7項の規定は、前項 第14号及び第16号から第18号までの規定に よる特別休暇に準用する。この場合におい て、同条第6項ただし書中「1時間(会計 年度任用職員のうち法第57条に規定する単 純な労務に雇用される者にあっては、半日 (当該割り振られた1の勤務時間のうち、 3時間15分から4時間30分までの間で別に 定める時間数(会計年度任用短時間勤務職 員にあっては、当該割り振られた1の勤務 時間の時間数を勘案して1時間を超える時 間数で別に定めるもの)をいう。)又は1 時間)」とあるのは「1時間」と読み替え るものとする。

(介護休暇)

(1) 任命権者を同じくする職(以下「特 定職」という。)に引き続き在職した期 (1) 指定期間の指定を希望する期間の初 日から起算して93日を経過する日から6 月を経過する日までに、その任用の期間 が満了すること及び任命権者を同じくす る職に引き続き採用されないことが明ら かでない職員

(2) [略]

[2~8 略]

(介護時間)

週間の勤務日が3日以上とされている職員 又は週以外の期間によって勤務日が定めら れている職員で1年間の勤務日が121日以 上であるものに限る。) が要介護者の介護 をするため、要介護者の各々が当該介護を 必要とする1の継続する状態ごとに、その 任用の期間内(当該任用の期間の初日前に 当該職員が本組合の職員として引き続き在 職していた期間内において、この条の規定 による介護時間を取得したことがある場合 にあっては、当該介護時間を取得した初日 から連続する3年の期間内に限る。) にお いて、1日の勤務時間の一部につき勤務し ないことが相当と認められる場合(当該1 日の所定の勤務時間が6時間15分以上であ る場合に限る。) には、当該職員に対し、 介護時間を与えることができる。ただし、 当該要介護者に係る指定期間と重複する期 間内においては、この限りでない。

[削る]

間が1年以上である職員

(2) 指定期間の指定を希望する期間の初 日から起算して93日を経過する日から6 月を経過する日までに、その任用の期間 が満了すること及び特定職に引き続き採 用されないことが明らかでない職員

(3) [同左]

[2~8 同左]

(介護時間)

第14条 事務局長は、会計年度任用職員(1 | 第14条 事務局長は、会計年度任用職員(次 のいずれにも該当する職員に限る。) が要 介護者の介護をするため、要介護者の各々 が当該介護を必要とする1の継続する状態 ごとに、その任用の期間内(当該任用の期 間の初日前に当該職員が本組合の職員とし て引き続き在職していた期間内において、 この条の規定による介護時間を取得したこ とがある場合にあっては、当該介護時間を 取得した初日から連続する3年の期間内に 限る。) において、1日の勤務時間の一部 につき勤務しないことが相当と認められる 場合(当該1日の所定の勤務時間が6時間 15分以上である場合に限る。)には、当該 職員に対し、介護時間を与えることができ る。ただし、当該要介護者に係る指定期間 と重複する期間内においては、この限りで ない。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1

年以上である職員 (2) 1週間の勤務日が3日以上とされて [削る] いる職員又は週以外の期間によって勤務 日が定められている職員で1年間の勤務 日が121日以上であるもの [2・3同左] [2·3略]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の日前に使用されたこの規則による改正前の会計年度任用職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する規則第11条第1項第16号の規定による特別休暇は、この規則による改正 後の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項第16号の規定によ る特別休暇として使用されたものとみなす。